

北海道カラマツ林業の経済構造

——「限界地」育成林業の現状分析——

北 尾 邦 伸

On the Economic Structure of Larch-Forestry in Hokkaido

——Analysis of the Current State of the
"Marginal" Silviculture Area——

Kuninobu KITAO

要 旨

1. 従来、森林資源の人工的造成（育林業）は山林所有者によって担われ、地代としての立木価格の上昇に伴って進展してきた。林業基本法林政のもとで彼らは「林業経営」の担い手と想定され、また、資源政策的観点から彼らに対しての手厚い造林補助金の助成も行われてきた。

2. しかし、年間の成長量＝伐採量が社会的需要を満たしうる森林状態が成立すると、森林資源の再生産メカニズムは、新たな段階を迎えることとなる。造林投資の投資利回りを収益性の計算基準とする土地純収益説的な考えのもとでの森林経営は崩壊せざるをえない。森林造成の新たな担い手が要請され、また、このような森林資源を前提とし、生産基盤とした上で、どのような林業経営像を描くかが、林業政策論上の重要課題となる。日本林業の現段階は、かかる森林状態に近づき、かつ、採取林業による外材の多大な輸入がこの事態を加速させている。

3. 北海道カラマツ林業は、人工林として最も立木価格水準が低い「限界地」育成林業としてある。一般的にいて日本の森林所有者は立木価格の低落に対して伐り控え行動によって対抗し、そのために森林・林野をめぐる利用の停滞が顕著である。しかし、北海道での事態はこれら一般的傾向と対照的であり、先進的である。すなわち近年、伐採量が増大の一途を辿り、伐出林業、製材業、請負造林事業等の経営体的成長が著しい。他方で、山林所有者による森林資産の維持・運用からの離脱（育林業ばなれを伴った森林処分）が進行している。

4. 北海道カラマツ林業においては、森林をめぐる利用の所有に対する優位的展開が認められる。しかし、それは森林資源の再生産の保証を欠いたネガティブな裏面を持つところの利用・経営の開花といえよう。森林資源の維持・造成の社会化を図りつつ、他方では利用面における林業経営体の自律的展開を助成し、地域的に資源の造成と利用とを秩序づけるところの「地域林業」林政が、とりわけ北海道において要請されているのである。

本小論は実態調査・分析を踏まえて、以上のような結論を導きだしたものであり、かつまた、このようなコンテキストに添って、事態を努めて実証的に把握し、叙述しようと試みたものである。

I は じ め に

北海道カラマツ林業の現状を「限界地」育成林業と措定し、その展開構造について筆者はこれまで、諸側面からの実証的な把握に努めてきた。この「限界地」なる用語は農業経済学において定立されている概念であるが、土地産業における「ぎりぎりの存在状況」を伴った土地として、林業においても使用することが可能であろう。そして、種々の形で日本林業の危機が叫ばれて不安定に激動している今日、最も存立条件が厳しいゆえに最も敏感に全体の変動が反映されると思われるこの「限界」地域においてこそ、その限界的状況に即して日本林業を把握することが有効であろう。筆者はこのように確信して北海道カラマツ林業に関する一連の研究をこれまで行ってきた¹⁾。

本小論の課題は、北海道カラマツ林業の現状にかかわる事態把握を一括整理し、これら事態を日本林業の現構造の中に位置づけ、かつ、その展開方向（展望）を示すことである。また同時に、育成林業にとって「限界地」とは何か、「林業危機」をめぐる林業問題の性格は如何なるものかという理論的課題に対する、現時点での筆者の見解をもできるかぎり明確化しておきたい。

なお、本研究にあたっては、59、60年度の文部省科学研究費「一般研究C」の助成を受けたことを付記しておく。

II 北海道カラマツ林業の注目すべき事象

北海道カラマツ林業の事態に関する注目すべき事象を一括整理して示すと次のごとくである。なお、統計数値は、とくに断りのない限り、道林務部による『北海道林業統計』、『カラマツ製材流通調査表』、『カラマツ素材流通調査表』、『造林事業実績』、等に依ったものである。

1. 北海道における人工林蓄積は59年度初頭現在、国有林で2,076万 m^3 、道有林で775万 m^3 、民有林で5,458万 m^3 であり、それぞれの全森林蓄積に占めるそれら人工林蓄積の比率は6%、13%、40%となっている。また、年間の人工林伐採量は（58年度）、国有林315千 m^3 、道有林218千 m^3 、民有林で1,320千 m^3 である。そして、民有林の人工林蓄積の77%はカラマツであり、同じく民有林の人工林伐採量の93%がカラマツとなっている。このように、現在、北海道における育成林業は、カラマツ林業として、民有林を主要舞台に展開している。

2. 私有林からの針葉樹材生産は、全国的に見てこの20年間ほぼ一貫して減りつづけて、57年実績で20年前の50%水準にまで落ち込み、10年前に比してもその78%水準となっている。しかし、北海道が全国の地域の中で一番減少率が少なく、20年前の80%の水準にあるし、10年前よりもむしろ生産量を増大させている。中でもカラマツ材生産の増大傾向は著しく、5年前の1.8倍、10年前の2.3倍にと、生産量を高めている。

他方、民有林の造林面積（補助造林）は、全国平均では57年実績が10年前の51%の水準に下がったが、北海道の民有林のそれは、35%にまで低下している。中でもカラマツ造林量は、47年の15.7千haから52年の4.1千haに、さらに57年には1.6千haに減じ、10年前の1割水準にまで激減している。植伐をめぐる変動は激しく、かつ、両者のアンバランスは大きい。

3. 北海道におけるカラマツ素材生産量は、58年に107万 m^3 と100万 m^3 の大台を突破したが、この半分が間伐材であることが一つの特徴である。他方「主伐」材も若齢級のものが多い。これは、統計上では皆伐形態をとって伐採されたものすべてが「主伐」として計上されているためで、58年に皆伐された民有のカラマツ林の齢級別面積比率は、4齢級以下が50%、5・6齢級が39%、

7 齢級以上が11%となっている。その中には、カラマツ育林業を途中放棄して他の目的に林地を使用する形で皆伐される「主伐」材もかなりの量にのぼっているのである。このような事象から、森林経営が成熟化の方向にあるとは考えにくく、むしろ逆方向にあるといえよう。

4. カラマツは、戦前水準をはるかに上回る規模で展開した「戦後造林」の主要造林樹種として昭和20年代後半から全道的に植栽されたが、40年代には植栽地が網走、十勝、上川の地域に絞られるようになり、また、50年代に入るとそれら地域でも後退減少が著しい。全道的に見ると、一般民有林の造林樹種の主座を49年にトドマツに明け渡し、カラマツが現在もその座にあるのは十勝地域のみとなっている。さらに、過去5ヶ年（54～58年）のカラマツ人工林皆伐跡地19,713 haのうち再度カラマツが植栽されたのは7%にすぎず、人工林皆伐跡地（トドマツ等を含む23,330ha）の53%が林地以外へ転用され、33%の7,664 haが転用も再造林もされずに放置されている。そして、現在は、カラマツ材の独自の利用・流通構造が成立してその市場性の確立しえた時点であるにもかかわらず、森林経営をめぐる再生産問題に関してこのような事態が起きていることに注目せねばならない。

いまや、森林資源造成は、ますます手厚さを加えざるをえなくなった補助金行政の底ぎさえによって現在水準が辛うじて維持されているのであり、補助金造林のうちの特に補助率が高い森林総合整備事業関連のものが80%、同下刈では91%（58年実績）となっている。

5. 育林業の担い手のうちで、特に農家林家の退潮が著しく、また、その意義も失われつつある。すなわち、①農家林家による山林所有面積は37年時点で私有林の48%であったものが58年には29%に減じており、②私有林の年間造林面積のうち農家によるものは40年代初頭には50～55%であったが、現在、30%程度にと低下してきている。また、③下刈等の保育作業の所有山林ha当り実施率は、現在、農家林家が非農家林家よりも低くなっている。そして、④かつて農家林家の造林・保育の作業は、自家労働力によって行われていたが、現在は農家林家といえども圧倒的部分を雇傭労働力（＝委託・請負わせ形態）に依拠するようになっており、かつて育林業の担い手の中でもっていた独自の意義を喪失しつつあるといえよう。55年以降は、一般民有林造林の作業実行のうち90%以上が森林組合によって執り行われるに至っているのである。

6. 林野庁企画課の「立木市場動態調査」によって、私有林の主伐箇所における樹種別・地域別の立木価格の推移を辿ると、北海道カラマツの立木価格水準は一貫して著しく低い。58年のそれは、 m^3 当り 5,228 円であり、長野県カラマツの 7,888 円よりかなり低く、さらに、全国平均でのスギ19,752円、同じくヒノキ43,991円に比べて格段に低い（これら数値は丸太材積に対する立木価格である）。

また、道造林振興係は、56～58年の間にカラマツ間伐材の「高価格で売買された」事例調査を行い、皆伐に関しては7支庁41市町村から41事例を収集している。その総平均での立木価格（立木材積に対する立木価格）は5,146円/ m^3 、1,060千円/ha（ha当り平均立木材積 206 m^3 ）であった。最も事例が多かったのは6 齢級の皆伐であり（19事例）、この齢級での平均立木価格は5,000円/ m^3 、852千円/haとなっており、また、一般的に6 齢級と並んで主伐が多い5 齢級のそれは2,700円/ m^3 、499千円/ha（5事例）であった。

以上のことから、一般的にいて北海道のカラマツの主伐は現在、ha当り60～80万円の立木価額水準で行われていると見てよいであろう。

7. 58年に生産されたカラマツ素材 107 万 m^3 の主な用途は、製材用48%、パルプ・チップ用36%、坑木用10%となっており、かつてのカラマツ材市場がほぼ坑木用に限定されていた（30年代前半まで80～90%）ことと大いに状況を異にしている。製材用は、オイルショック時に一時減少したものの、以降一貫して増加し、特にこの3ヶ年の増加ぶりは著しい。50年使用量を100とし

た場合、53年154、55年201、56年281、57年308、58年390と増大してきている。これに対して坑木用は、50年代を通じてほぼ12～13万 m^3 水準で推移し、50年に29%あったシェアを低下させた。パルプ・チップ用は55年に急増し（54年139千 m^3 、55年314千 m^3 ）、40万 m^3 近い水準にまで伸ばしている。

8. カラマツ製材品の用途も近年大きく変化してきた。四大用途であった建築材、土木用材、梱包材、ダンネージの全製品出荷量におけるシェアは、50年から58年の間にそれぞれ次のように変化した。建築材27%→6%、土木用材18%→3%、梱包材28%→50%、ダンネージ13%→13%。そして、58年にはパレット材（18%）、製函材・仕組板（11%）も建築材および土木用材を凌駕するに至っている。地場需要依存の建築材、土木用材が伸びず（建築用材の分野ではカラマツ製材品は、天然林材のエゾマツ・トドマツ製材品の補完物にすぎないから、建築用地場需要の不振の影響で絶対量すら減じてきている）、逆に京浜市場を中心とした道外移出に依存した製品が飛躍的に生産量を伸ばしたといえよう（ダンネージは97%、梱包材は92%が移出向けであり、他方建築材の移出率は12%）。

9. カラマツ林業は、北海道内にあってもかなりの地域性を有しているが（＝カラマツ林業の地域的偏在性）、とりわけカラマツ製材業は網走および十勝地域において発展的である。58年の製材工場のカラマツ原木消費量の地域別シェアを見ると、上記2地域合計は全道14地域のうちの70%に達している。

全道での森林組合のカラマツ製材工場は20を数え、製材用原木消費量におけるシェアは19%となっている。一工場当りの製材規模も原木消費量で7～8千 m^3 と一定の水準を有するものが大半を占めている（全工場平均では5,238 m^3 ）。これら多くは40年代後半から50年代前半にかけて林業構造改善事業によって開設ないしは設備更新されたものである。しかし、58年に32%あったシェアが58年に19%に低下した。このことからここ3～4年のカラマツ製材業の飛躍的発展は、一般製材業によって担われたものであることが分かる。

カラマツを挽く製材工場数の増加はそれほど見られず（48年170工場、58年191工場）、カラマツ挽きへの専門化と既存専門工場の規模拡大によって全体の製材量が増大してきたといえよう。それを反映してカラマツ原木消費量が2万9千 m^3 の工場や、2万6千 m^3 と1万9千 m^3 の2工場を経営する大規模の業者も出現している。58年においてカラマツを挽いた製材工場は、平均原木消費量が網走で8,630 m^3 （カラマツ率70%）、十勝で6,039 m^3 （カラマツ率76%）となっており、両地域ともそれぞれの全製材工場の平均規模を上回るに至っている。かつて、カラマツ製材工場＝零細工場というイメージが定着していたが、今や払拭されなければならない。

10. カラマツ素材の生産では、58年において75の森林組合で342千 m^3 の生産を行っており、森林組合は全生産量の32%のシェアを占める重要な位置にある。特に若齢級の間伐材の生産は、森林組合を中心に補助金行政にバックアップされながら遂行されている。しかし、カラマツ製材業が原木消費規模を増大させつつ立木買いから素材買いに転じる傾向が進むに伴い、その周囲に多数の一般素材業者も発生しつつある。全道のカラマツ素材生産者総数は、58年現在496人で、10年前の1.7倍になっている。一般素材業者は皆伐志向が強く、間伐の場合も森林組合に比してha当り間伐生産材積量が多い傾向にある。また、末端の作業の担い手としては、トラクター、林内作業車等を所有して伐出を請負う労働者の組も多数生み出されている。近年属地集团的な森林総合整備事業および間伐促進対策事業によって地域計画的な素材生産体制が整備されつつあり、美幌町森林組合のようにこの5ヶ年の年平均間伐実施面積が1,200 haを越えているケースも出現している。そして、これら計画的施業に基づく間伐作業の大半は労働者の組に下請に出されているのである。

なお、間伐材生産が軌道に乗るに当たっては、道内各地にカラマツ材集出荷センターを設置し、道森連のもとに一元集荷して紙パルプ業界に販売するといった体制が54年以降整備されてきたことが、大きく寄与している。

11. 製材用原木価格は、現在、形質を材長と径級によってのみ仕訳けた規格に基づいて決定されている。池田町森林組合の「素材仕入価格」に見る例では、材長は1.85m、2.25m、3.00m、3.65m（定尺）、の4種類であり（全国的規格である4.00m長はない）、径級は3.65m長の場合で5ランクに分けられている。そして、58年11月現在での価格は7,500円/m³（3.00m、7～8cm径）～16,920円/m³（3.65m、26cm径上）となっている。網走地域・紋別市の大手カラマツ製材業者たるY林業の「原木買入価格表」の例では、材長区分は1.20mより始まり、20cmきざみに昇っていった3.65mにまで至る。そして各材長ごとに2～4クラスの径級区分が施されて各々の単価が設定されている。Y林業はこの価格表を公示し、素材業者に有効採材を呼び掛けている。Y林業は梱包材の中でも仕組モノの生産体制を敷いている工場ゆえ、通常以上に原材料の品揃えを心がけているのである。しかし、いずれにしても買入価格は7,500円～13,500円/m³（58年10月）の中に収まっている。定尺モノ製材用カラマツ原木価格は、現在、12～13千円/m³水準にあると見てよいであろう。そして、この10年間を通じて、エゾマツ・トドマツの製材用原木に比して、価格変動が少なかったことにも注目しておかねばならない。

他方、この時点での池田町森林組合でのカラマツのパルプ用チップ材の買入価格は6,480円/m³であった。坑木は、各種規格に合致するように手間をかけて造材しなければならないのでやや高く、ほぼ1万円/m³の価格水準にある。

Ⅲ 北海道カラマツ林業の現段階と日本林業における位置

以上の事象を踏まえて、北海道カラマツ林業の現段階の性格および日本林業における位置を次のように与えることができる。

北海道の育成林業が、カラマツなる樹種を選択し、民有林を舞台としつつ形成されようとしていることには、自然のおよび歴史的規定性が強く働いている。拓殖行政下の戦前期にあってカラマツは、土地取得の手段として、また、部分的に荒廃した林地を早期に被覆する手段として植えられた。さらに、農村の窮乏対策としての補助金造林の形で植栽された。このような要因によって、自然条件に最も適した樹種として一義的に選択され造林された側面が強く、市場性が保証されての出発ではなかった。豊富な天然林材に依拠した市場流通構造が形成されてきた北海道にあって、カラマツ林からの木材生産は、全くの補完物でしかありえなかったのである。戦前期においては、市場性の未確立状態のもとで、カラマツ育林を担う森林経営体が成熟してくるはずもなく、また、地域の森林〈蓄積〉が維持・改良される展開方向もありえなかった²⁰。

戦後においてカラマツ造林は桁違いに伸展し、現在、50万haの森林を擁している。この量的拡大の意義は大きい。これらは主要には、昭和30～40年代半ばの「造林狂の時代」²¹と呼ばれてもおかしくない時代に造成されたものであり、この時代は、「原材料林業」²²としての育林業ですら造林投資利回りが計算できる時代であった。たとえば、32年度から事業を開始したパイロット・フォレストも、造林利子率を用いて詳細な収支計算を行っていたし、35年度より事業に着手した音別町分収造林事業でも、1町歩当り124,750円の支出（直接費のみでは63,100円）に対して30年後には879,250円の収入（うち主伐収入が715,650円）をもたらす山づくり、として分収造林への参加を町民に訴えていた²³。

しかし現在、カラマツ林造成の直接費合計はha当り 589 千円（道林務部の試算値）と 9.3 倍に増加し、他方前述のように 6 齢級のカラマツ林を主伐しても、20 年前の価額と変わらない ha80 万円の収入をあげるのがやっとである（間伐収入はさして期待できない）。

坑木の需要が停滞し、パルプ材としても期待どおりの市場形成をなしえないことが見えてきた 40 年代中頃になって（41 年に大昭和製紙が北米産チップ輸入に踏み切り、43 年には王子製紙がチップ専用船を就航させる）、「カラマツ問題」が顕在化する。45 年度末に行われたカラマツ問題シンポジウムは、道がこの問題に本腰を入れて取り組むにあたっただけで、象徴的催しであったといえよう。以後、種々の行政的にこ入れ、道森連等との官民一体となつての数々の取り組みが効を奏し、間伐が軌道に乗るのは昭和 50 年代半ばである。

ところで柳幸広登は、素材生産費の相対的高騰のもとでの立木価格の相対的低下は、木材価格水準の低い地域ほど大になる点に注目しつつ（よって、劣等地ほど木材生産の減少が大きいはずと柳幸は仮説をたてる）、私有林の針葉樹生産の縮減が近年最も顕著である東北地域に対して見事な分析を行っている⁹⁾。柳幸はこの論文において、北海道が全国の私有林の中で伐採縮減が最も少ない地域であると指摘しているが、それ以上の言及はない。われわれは、柳幸理論⁷⁾との関連で、この点をどのように考えるべきであろうか。北海道は東北地域以上に育成林業の「限界地」であるはずなのに、むしろ活発に伐採が行われているのである。

一つには北海道ではもとの人工林伐採量が低い水準にあったこと（人工造林展開の後発性）、一つには他地域を上回る間伐の進展、をその要因としてあげることができる。しかし、基本的には、「限界地」からの脱落過程の現象としてひとまず理解することが妥当であろう。中には森林経営の確立を目指す森林所有者もいるし、現状況下の市場対応として伐り控えを行っている場合もある。また、道林務部も伐期延長の行政指導を盛んに行っている（『カラマツ 間伐 施業 指針—よいカラマツ林をつくるために—』, 1981）。だが、森林所有者が「経営」を放棄し、素材業者側からの強い働きかけに乗って財産処分するかたちで伐採がなされる場合が広範に存在しているのである。そして、間伐の進展もこの過程と多分に関連しており、極端な例では、2 伐 2 残なる列状皆伐ともいえる形態での間伐も行われているのである。「限界地」ゆえに市場条件の悪化がより厳しく反映し、事態の展開はドラスティックである。

他方、近年のカラマツ製材業の成長ぶりは著しい¹⁰⁾。直接的に森林所有者に対峙し、働きかけを行うのは素材生産業者であるが、産地間競争の担い手は製材業者といえ、最も能動的な経営行動をとりうる位置にあるのは彼らである。

網走および十勝地域において躍進してきた製材業は、梱包材なる種々の規格の部品の注文に対して、①コストダウンに向けて合理化を追求し（原木の在庫管理、および、径級自動選別機、自動皮むき機、ツィン・バンドソーを導入しての中小径木専用の製材ライン化）、②品質の安定化と高度化を図り、③情報収集能力を高めつつ小回りの効いた迅速な対応力をもつかたちで、大量生産体制を整えてきた。この製材業の近代化過程は、特に北海道の地にあって特筆すべきものであった。

しかし、個々の製材業のこの間の経営努力は高く評価されるべきであるにしても、その基底に安く安定した価格で原木入手をなしうる地域条件が存在していたことを見落すわけにはいかない（国有林天然林材の方が「高価」で、かつ、変動が大きい）。製材品生産コストのうちの原木費の比率は極めて高い。十勝地域・帯広市の大手カラマツ製材業 S 社の責任者は「カラマツ製材はしっかりした原価計算をやらないとやっていけず、また、カラマツゆえにやりうる」と言明しているが、国有林からの随契による配材に依存している他の北海道の製材業者と、この点で対照的である。「ブラ下り業者」⁹⁾ 的体質の抜け切らない国有林材製材業者とは全く別系譜から発生

し、異なった経営行動をとってきたカラマツ製材業者は、国有林材製材業よりも、近代化過程で一步も二歩もリードした状態にあるといえよう。

目下カラマツ製材業による製材品は、梱包材、ダンネージといった使い捨ての産業用資材に限定されている点で、確かに問題を有している。しかし、カラマツで十分な住宅建築用部材も多く¹⁰⁾、かつ、建築工法の革新の過程で益々その量は増大する傾向にある。近代化しえたカラマツ製材業は、建築部材需要とも結びつきうる潜勢力をもっているといえよう。

ところで、現状の梱包材製品価格は京浜消費地市場で、日本を代表する大手製造業の輸出動向に左右されながら、外材製品の中でも最も安価なものとの競争関係の下で形成されている。この状況はストレートにカラマツ素材価格に反映する。そして、このことによって、間伐材の立木価格はほぼ無きに等しく、むしろ間伐材価格<間伐生産価格で(行政による赤字補填に支えられる)、主伐材立木価格もこの間伐材に規定された素材価格を基準として、皆伐形態・径級大ゆえの素材生産費および製材生産費の節約分によって形成されているにすぎない。

現段階においてカラマツ主伐材は間伐と使用目的を異にしているわけではなく、等しく梱包材の材料であり、独自の価格形成力をもちえていない。地場建築材市場は天然林材のエゾマツ・トドマツで席巻されているため、カラマツ材はここから排除され、梱包材用の商品種に特化せざるをえない。カラマツ材そのものの市場を分化・差別化して価格形成しうる状況にはないのである。

このような状況下で形成されているha当り60~80万円という主伐材立木価格のもとでは(これはたまたま造林事業生産価格水準でもある)、森林所有者をして森林造成の動機を極度に失わしめているのは確実である。森林所有者の側から「150%の造林費補助」を要請する声すら上っている¹¹⁾ことにも、それなりの理由があるといえよう。育林生産(人工造林による森林資源の再生産)はもともと通常の生産資本によっては担われ難いものであり、資産の維持運用内実をもつ「森林経営」の一環として山林所有者によって担われてきた。しかしその山林所有者による育林業が、現在、存立の危機に瀕しているのである。「戦後造林」の展開、および、育林業の現段階を、われわれはこのように総括できる。それは、通常の「経営」危機とは異質であり、まずもって従来の形での森林資源の再生産の危機、とりわけ造林政策・資源政策の危機としてあるであろう。

ところで、農業経済において定立されている限界地概念とはいかなるものか。ここでこのことを確認し、次に育成林業における「限界地」について触れることにしよう。

農業における限界地とは、農産物の市場生産に参加する農地のうち最も劣った自然的・位置的条件を有する土地のことである。市場へ供給される農産物の個別の生産価格は、限界地の農業経営から産出されるものが最も高く、よってその土地は差額地代の形成力が最も弱い。だが、自然的・位置的条件はもとより定常的なものではありえない。その主内容である土地の豊度および市場との経済的位置は、常に技術進歩によって変革される可能性をもっており、現に變革されてきたのである。また、需要の変動によっても限界地は変動するものである。よって特定地域を限界地として固定的に考えることは妥当ではない。すなわち、限界地という概念は、農産物価格論の領域に属する概念であり、もともとアプリオに決定されるものではなく、「市場価格との関連において事後的に決定され」¹²⁾るところの、そして、超過利潤の分配をめぐる静態的な地代論モデルの中で差額地代の形成力のない土地として最終的に定立されるところの概念である。

しかし、自然的・位置的豊度の低いところに立地し、「しばしば限界地となるような地域があるとしたら、その地域の農業を限界地農業として」¹²⁾意味づけしながら、そこでの商業的農業展開の厳しさを把握することは意義あることであろう。そして、このような視角から日本農業の現状分析を試みた労作として、北海道開拓農業を対象とした『限界地帯農業の展開構造』¹³⁾、およ

び、鹿児島県農業を対象とした『限界地農業の展開』¹⁴⁾をあげることができよう。

双方の著作から浮かびあがってくる限界地農業の特徴の第1は、劣等地なるがゆえの商品作物選択の巾の狭さであり、一貫している性格は、工業原料作物だということである。「輸送費を小さくする工業原料作物が商品生産の基軸たらざるをえなかった」¹⁵⁾のである（具体的には前者北海道での酪農、後者鹿児島での甘しょ作）。逆に、工業用原料なるがゆえに地域的に同一作物の一定程度の量的集積が要求され、単作化を強いられることになって、それら限界地農業の農業経営の不安定性は増幅される。注目すべき第2の点として、「フロンティアに生きる……農民の模索的な適応・抵抗の努力、意欲という主体的側面の把握」¹⁶⁾の重要性があげられよう。限界地なるがゆえにその経営努力は鮮明である。

さて、事象的には北海道の育成林業も、限界地農業と同様にカラマツなる劣等な商品作物選択を強いられ、単一作物・工業原料用作物に比定しうる商品種（梱包材、パルプ・チップ用材）に特化する傾向にあるのであり、伐出林業経営の側から地代すなわち立木価格に転化すべき超過利潤が最も形成しにくい人工林地帯としてある。このような意味において、北海道は、「限界」育成林業地であると、ひとまずいいうるのであろう。

ただし世界的に見ると、採取林業の伐境は個別的生産価格がより高い奥地にまで後退しうるはずであり、北海道カラマツ林業地はha当り80万円程度の主伐立木代を形成しうるのであるから、世界市場のもとでの伐出林業経営にとっての限界地ではありえない。ここでの「限界」地とは、育林業（造林による森林造成）の再生産を前提としての、「限界」の地という意味で用いているのである。

すなわち、限界地概念は土地産業としての「経営」が、存立の限界状態にあることとかわかって意味を有する概念であり、林業における限界地は第一義的には伐出林業経営の生産価格に規定される。そして、市場価格から逆算された立木価格によって育林投資（＝造林）の「限界」が定まるのである。けれども育林業の再生産の仕方は特殊に長年月を要するものであり、また林野的土地は自然に林木を再生しうる力能をもっているがゆえに、現実の立木価格が森林経営者の主体的行動の限界を設定する力は乏しい。換言すれば、育林投資は、伐出林業経営における諸投資と同次元では、価格形成に参与できない性格のものである¹⁷⁾。われわれは、育林業経営をして林業生産の特殊な部分過程（森林資源の人工造成）を担うところの、むしろ所有範疇の「森林経営」と考えるべきだ¹⁸⁾との見解を有している。また、現実のカラマツ育林業者の「経営」行動もそのようなものであり、それは、フロンティア的農民の主体的行動とも異なったものであった。

事態把握が難解なのは、さらに、次の問題をも含んでいるためである。すなわち、人工造成された森林の〈蓄積・成長〉が社会的木材需要量を満たしうる段階に到達すると、この造林投資を規定する内的・外的条件が、社会全般的に変化せざるをえない。ここでわれわれは、地域的に森林〈蓄積〉を維持して常に森林を「容器的労働手段」¹⁹⁾として取り扱い、林分成長量の造出なる共通目的に添っての「装入－取出し」²⁰⁾としての林業生産が行われる体制が社会的に成立したときの、木材価格形成を想定する必要がある²¹⁾。容器的労働手段たる森林〈蓄積〉は、一般の労働手段とは異なり、自然過程において腐朽・摩損するものではないゆえ、価値移転・減価償却する必要はない。公共投資なる名目で多額の補助金を投入して形成されてきた歴史的成果として、ここに生産基盤としての森林の、その公共性が機能することになるのである。現に、森林経営の意識が、造林投資に対する資本費用（利子）を考慮に入れての土地純収益的打算から、生産（造林投資資金の回転）の長期性を捨象せざるをえないところの森林純収益的打算へと向かわざるをえない事態を迎えつつあるといえよう。そしてこのことは、育林投資の「限界」の意味内容を変質

させることになる。この段階で誰が森林造成を担いうるかが改めて問われ、山林所有者をして産業としての林業の担い手たる「林業経営」と指定した基本法林政(林業基本法に基づく林業政策)の挫折・危機は明らかとなる。本論において、カッコつきで「限界地」なる用語を用いてきたのは、「限界」そのものにこのような二重の限定的な意味を含ませているためである。

また、立木価格水準が最劣等である人工林地帯としての北海道カラマツ林業地において、伐出林業・加工利用経営が活発な展開を示し、他方で山林所有者による森林資源の人工的再造成が行き詰まっている現状は、所有と利用をめぐる林業固有の矛盾構造の一つの典型的発現形態と見なしうるのである。これは、カラマツ林業の特殊問題でなく、その矛盾構造の典型例として日本林業全体の動向の中にも位置づけうるものである。

IV む す び

現状分析を通じて詳細に見てきたように、北海道カラマツ林業では、現在、ほぼ素材価格＝造林請負事業生産価格＋素材生産価格、の「安価」な水準で木材生産が確保され、これを原料基盤にして製材経営が活況を呈する産地構造が形成されてきている。このような木材価格水準においても森林伐採が行われているのは、森林所有者による所有意識がもともと介在しにくい間伐を基軸に伐採が押し進められてきたこと(間伐＝林分改良、なる意識から森林所有者は木代金ゼロでも伐採を了承しうる)、また、育林経営に見切りをつけた森林所有者による資産の放棄ともいえる「主伐」が広範に行われていること、によっている。間伐の進展も、平地林的ゆえ都府県に比べて素材生産費が安い点はあるにしろ、このような「主伐」と同様な意識のもとでの列状「皆伐」形態で行われている結果でもある。

一般的に見て日本林業の現状は、森林所有者による伐り控え傾向が顕著で、森林資源および林野をめぐる所有と利用の対立が深化している。このことに対する赤井英夫による「いまこそ森林所有者は伐採を増やすべきだ」との主張が²²⁾、ここ「限界地」においては、ネガティブな形態のものであれ現実のものとなっており、そしてそれが赤井の構想である「伐採の増大を軸とした国産材供給体制の強化」に符合して、確かに伐出林業経営、木材関連産業の開花にポジティブなものとしてつながっているのである。

よって、この地での資源政策は特に重要な問題となる。40年代にはカラマツ材の販路のなさが問題となっていたのであるが、いまや事態は一変して資源問題が惹起している。特に製材業界から将来の資源不足を危惧する声が強く出はじめている。地域に成立してきた諸経営を強く意識して、それらに対する木材供給を保続するという観点から、新たな森林資源政策(文字通り産業政策の一環としての資源政策)が、重要なものとなってきている。そのためには私的所有の枠を越えての森林資源の再造成が要請されており、さしあたり①森林組合などを媒介とする伐期選定を含めた育林生産の組織化・計画化、②造林請負事業生産価格の全額補助、が追求されなければならぬまい。土地純収益の観点からの山林所有者による自律的森林経営展開を推進するよりも、この方が社会会計的に見て安価な木材が供給されうるのである。

今や、一定の地域を単位として、「森林資源の存在と伐出林業の経営を合理的に組織づけ計画化する」²³⁾ことが必要である。そして、もともと行政主導的に森林経営が展開してきた「限界地」なるがゆえに、北海道は、政策の働きかけ次第でその実現の可能性が強いといえよう。

われわれは〈地域林業〉政策の本質を、新たな林・材関係の創成策と捉え、地域の実状を踏まえての「所有と利用」問題を基軸とした地域組織化政策と考えている。その進むべき方向は、私的所有に対する社会的利用の優越と、利用の側の主導性の下での森林資源の保続とである。林業

生産力の担い手である伐出林業経営と造林請負事業体を政策の主座に置き²⁴⁾、その自律的展開のための条件づくりに努力することが、産業政策としての林政の主要任務のはずである。自ら目指した産業としての林業の担い手育成を放棄し、いわばなくずし的に伝統的な資源政策に回帰していかざるをえなかった基本法林政²⁵⁾は、林業経営をかくるものと捉えなおし(すなわち、かつて自らが描いた「林業経営」がフィクションであったことを自覚し)、他方でこの新しい森林資源政策を持つことによってはじめてここに、〈地域林業〉政策として開花する可能性が与えられるのである。

北海道なる育成林業「限界地」においては、利用の所有に対する優位的展開が自然発生的に現実のものとなっている。この展開を長期・継続的なものとしうような目的意識性をもった地域組織化が要請されているといえよう。そして、政策的でこ入れを前提にはじめて、「限界地」からの脱落に歯止めがかけられ、育成林業地として踏み留まりえるのである。〈地域林業〉政策は以上見てきたような「限界地」育成林業問題を原型とし、また起点とするものとして形成される必要があろう。この「限界地」での林業生産力的発展を促進させる形での生産の安定・拡大が、日本林業全体の立木価格の低下を保証し、延いては、日本林業全体の発展を促すことになるはずである。

引用文献

- 1) 北尾邦伸：カラマツ育成林業の現段階—北海道演習林をめぐる地域性の研究—。京大演報。55, 1983, 同：北海道におけるカラマツ育成林業の現段階—製材業をめぐる実態分析からの接近—。林業経済研究。104, 1983, 同：北海道における育成林業の現段階(Ⅱ)—カラマツ育成林業の施業と経営—。日林論。94, 1983, 同：北海道における育成林業の現段階—樺茶町の農林家「経営」の分析—。日本林学会北海道支部講演集。31, 1982, 等を参照のこと。
- 2) 北尾邦伸：限界地育成林業の形成過程—北海道カラマツ林業史—。林業経済。430, 1984
- 3) 栄林会：栄林会の歩み(遠藤嘉浩稿)。p.170, 1984
- 4) 同上(右近啓吾稿)。p.30
- 5) 北尾邦伸：北海道における育成林業の現段階(Ⅲ)—音別町のカラマツ分収造林の場合—。日本林学会北海道支部講演集。32, 1983
- 6) 柳幸広登：外材支配下における伐採圏縮小の地域性。日林論。95, 1984
- 7) 同上：外材支配下における国内伐採圏の縮小メカニズム。林業経済。418, 1983
- 8) 北尾邦伸：北海道のカラマツ製材。半田良一編著『変貌する製材産地と製材業』所収。日本林業調査会, 1986
- 9) 太田研太郎：北海道林業の構造。太田勇治郎編著『日本林業の構造と秩序』所収。p.390, 1958
- 10) カラマツなるがゆえの「良質性」を生かした需要開発も追究されており、ログ・ハウス用丸棒加工、家具、集成材などに関する注目すべき動向もあるが捨象した。
- 11) 栄林会：栄林情報。338, p.28, 1984。なお、補助金行政の「運用の妙」で、これまでほぼ持ち出し無しで造林を進めてきた森林経営体も多い。
- 12) 梶井功編著：限界地農業の展開。p.41, 1971
- 13) 湯沢 誠、千葉煥郎編著：限界地帯農業の展開構造, 1963
- 14) 梶井功編著：前掲書
- 15) 同上, p.40
- 16) 湯沢 誠、千葉煥郎編著：前掲書。p.379
- 17) 北尾邦伸：林業生産の特殊性に関する原理論的考察。林業経済。418, 1983
- 18) 鈴木尚夫：林業経済論序説。東京大学出版会, 1971
- 19) 半田良一：林業生産力と森林経営。鈴木尚夫編著『現代林業経済論』所収。日本林業調査会, 1984。半田は、「森林は、自然力と過去の労働の成果とが合体した容器的労働手段である」(p.49)と規定し、森林をこのように取り扱いつつ、林分ないしは林木を労働対象とする森林作業をなす点において、林業の技術的特質を見い出している。育成林業の展開方向は、この観点からの生産技術の組織化にあると考えられる。北尾邦伸：新しい森林政策について。林業経済。452, 1986。を参照のこと。
- 20) 生井郁郎：林業経営の発展過程に関する研究(Ⅰ)。北海道農林研究。57, 1980

- 21) 北尾邦伸：限界地育成林業の展開構造—北海道カラマツ林業を事例対象として—，林業経済研究，107，1985
- 22) 赤井英夫：新日本林業論，日本林業調査会，1984
- 23) 鈴木尚夫：林業構造政策の展開，倉沢博編著『林業基本法の理解』所収，日本林業調査会，p177，1965
- 24) 北尾邦伸：地域林業政策に込めるべきもの，林業経済，395，1981
- 25) 餅田治之：基本法林政の目標と20年の帰結，林業経済，435，1985

Résumé

Heretofore in Japan, the afforestation has been borne by the owner of the forest land, and it has been developed with the advance of the land rent (= the price of standing timber). It was possible to invest in afforestation while the land rent covered the level of its long-term interest and the fund.

But at the stage of the forest resources of which growth supplies the most of the social timber demand, the new system of the afforestation is requested. The Japanese forest is now getting near to this stage.

The larch-forestry in Hokkaido is put up with the cheapest land rent in the Japanese silviculture area, and so the situation is advanced. The management of afforestation is collapsing and the felling is increasing in that district; on the other side the lumbering management and the contracting system of silviculture are therefore developing. On the mere face of it the situation is contrary in comparison with the general one; the owners are refrainining from selling the standing timbers and the lumber industries of thoes districts are hanging low.

Tis thesis analyzed such an actual condition of the larch-forestry in Hokkaido, and pointed out the necessity of the forest resources policy and the possibility of the development of the forestry-lumber industry in such a "marginal" silviculture, where the utilization of the forest is holding priority to the private ownership of it.